

陳情書の処理に関する申し合わせ事項

平成25年11月26日 議会運営委員会決定

下記のいずれかの事項に該当する陳情は、所管常任委員会に送付せずに議長預かりとし、議員が閲覧を希望する場合は、議長に申し入れを行うこととする。
なお、委員会に送付する陳情にのみ陳情番号を付すこととする。

記

- 1 基本的人権を否定する等、違法または明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの。
- 2 係争中の裁判事件や捜査中の犯罪事件に関するもの。
- 3 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、または信用を失墜させるおそれのあるもの。
- 4 公益上の必要がなく、特定の個人の秘密を暴露するもの。
- 5 市の職員に対する懲戒、分限等の処分または訓戒その他の人事的措置を求めるもの。
- 6 市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの。
- 7 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの。
- 8 その他議長が適当でないと認めるもの。